

**鳥取市立地区公民館**  
**新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン**

令和2年11月6日改訂版

鳥取市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

鳥取市市民生活部 協働推進課

**目次**

1	はじめに	・・・P.1
2	感染防止のための基本的な考え方	・・・P.1
3	利用者がとるべき具体的な対策	・・・P.1
4	特に集団感染防止に注意が必要な活動について	・・・P.3
5	利用代表者へのお願い事項	・・・P.4
6	利用者へのお願い事項	・・・P.4
7	感染者が発生した場合の対応について	・・・P.5
	【資料】鳥取市コロナシグナル	
8	発熱等の症状がみられた場合のご相談について	・・・P.6
9	新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくそう	・・・P.7
	地区公民館を利用するためのチェックリスト	・・・P.8

## 1 はじめに

これは、本市の地区公民館から患者クラスター（集団）を発生させないという決意のもと、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月25日付 公益社団法人全国公民館連合会）に基づき、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

地区公民館を利用する全ての登録グループ・貸館利用グループの活動に際しては、本ガイドラインに基づく対応をお願いします。

## 2 感染防止のための基本的な考え方

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、下記の「三つの密」が重ならないような対策を行い、自己への感染を回避することはもとより、他人に感染させないようにガイドラインの対策を徹底してください。

### (1) 「三つの密」の回避をお願いします

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

### (2) 部屋の利用にあたっての収容定員は以下のとおりとします

- ①特に集団感染防止に注意が必要な活動（P.3 参照）・・・通常の収容定員の50%以内
- ②上記①以外の活動（大声での発声等がなく、参加者の位置の固定により人と人が接触しない程度の距離が確保できるもの）・・・通常の収容定員以内

### (3) イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について

イベント・会議等については、本市が示している「イベント・会議等の開催に関する基本的な考え方について」を参考にしてください。最新の情報は、各地区公民館または本市ウェブサイト（ホームページ）で確認してください。

## 3 利用者がとるべき具体的な対策

### (1) 体調の確認

- ・公民館に来られる前に、体温測定し体調を確認してください。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる方、体調がすぐれない方は来館をご遠慮ください。

### (2) マスク等の着用

- ・マスクまたは飛沫防止ガード（フェイスシールド等）（以下、「マスク等」という。）の着用や咳エチケットを徹底してください。

### (3) 手洗い・手指の消毒の徹底

- ・手指等の消毒液等は各自でも持参し、こまめな衛生管理をお願いします。

#### (4) 換気の徹底（密閉しない）

- ・30分に1回、数分程度（5分程度）のこまめな換気を行ってください。
- ・換気は、可能であれば、2方向の窓（5～10 cm程度）を同時に開ける。窓が1つの場合は入口ドアを開ける。または、換気扇を回すなどの換気を行ってください。
- ・エアコン等空調はつけたままで換気を行ってください。（消したり、つけたりすることで逆に電力を消費するため）

#### (5) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）

部屋の使用にあたっては、人と人との接触がない程度の間隔を空けて利用できる人数で使用してください。

ただし、大声での発声等がある場合は50%以内、十分な人と人との間隔（概ね1m以上）を確保して利用してください。

【確保病床占有率が25%以上になった場合（その際はお知らせします）】

- ・部屋の使用にあたっては、収容定員の50%以下で利用してください。
- ・人との距離は最低1m（できるだけ2mを目安に）確保してください。

#### (6) 室内で近距離での会話や身体的接触を避ける（密接しない）

- ・会話や発声等が必要な場面でも飛沫予防のため、マスク等を着用してください。
- ・直接手と手の接触を伴うことや身体的接触のある活動は、密の回避、換気等の十分な対策を講じた上で行ってください。

#### (7) 密閉した空間で、近距離での会話、大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行う活動は行わないでください。

- ・マスクの着用、密の回避、換気等の十分な対策を講じた上で行ってください。

#### (8) 利用後の換気の徹底

- ・利用後も、部屋の整理・整頓とともに換気を行ってください。
- ・備品を使用したときは、公民館や主催者の指示に従い、使用者が消毒を行ってください。

#### (9) 上記以外の感染防止対策や衛生管理を徹底していても感染のリスクがあることをご理解のうえ、各自で充分留意してください

#### (10) 上記のほか、各地区公民館が感染予防のために独自に定めるルールに従ってください。

## 4 特に集団感染防止に注意が必要な活動について

下記の活動については、飛沫感染や接触感染に対する危険が大きいため、実施の判断を慎重に行うとともに、実施する場合は感染防止対策を特に厳守してください。

また、各活動の全国協会などのガイドラインを参考にしてください。

### 特に集団感染防止に注意が必要な活動

**(1) 室内で大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動や行為**

例・管楽器、オカリナ、尺八など強く息を吹く楽器を使用する活動

- ・合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲
- ・踊り、ダンス
- ・体操、運動（健康づくりでの軽い運動を除く。）
- ・他大きな声や呼気が激しくなる室内運動や行為

**(2) 調理、会食を伴う行為**

**(3) 特に活動上、密接が想定される活動**

例・身体的接触を伴うダンスや運動など

具体的な対策に加え、以下の配慮も行ってください。

### (1) 大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動への配慮

- ・人と人の距離をできるだけ1m以上とり、対面の活動とならないよう配慮してください。
- ・感染防止のための基本的な考え方「密閉」「密集」「密接」を全て回避してください。
- ・芸術、スポーツについては、文化庁やスポーツ庁の指針などを参考に感染予防策を講じてください。

### (2) 調理、会食への配慮

- ・混雑しないよう人数制限を行ってください。（ロビー、更衣する場合も含む）
- ・体調管理、換気、マスク等の着用及び手指消毒を徹底してください。
- ・調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。
- ・対面での飲食とならないようにするほか、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて座席を配置してください。

## 5 利用代表者へのお願い事項

(1) グループ、団体の代表者は、以下の事項のとりまとめをお願いします。

① 参加者全員の氏名、連絡先を把握してください。(参加者名簿等は2週間保管)

地区公民館職員や利用者が感染した場合や施設が感染経路となった場合など、お問い合わせをする場合がありますのでご協力ください。

② 参加者の利用当日の体調を確認してください。

発熱、風邪の症状はないか(咳、のどの痛み)、倦怠感はないか、臭覚・味覚の異常はないかなど。

(2) 人と人が接触しない間隔がとれる人数となるよう、参加人数を分けたり減らしたりするなど、分散に努めてください。

(3) 団体、グループ内において、このガイドラインの周知および徹底をお願いします。

(4) 利用にあたっては、チェックリスト(P.8)を活用して確認してください。

## 6 利用者へのお願い事項

(1) 体調の確認

① 来館前に検温を行い、平熱+1度以上の熱があった場合、息苦しさ・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、活動への参加はご遠慮ください。

② 家族など同居される方に新型コロナウイルス感染症の感染の可能性がある場合には、活動への参加はご遠慮ください。

(2) マスク等の準備

必ずマスク等を着用して来館してください。

\*運動などの活動中においては、息苦しさや熱中症防止の観点を踏まえ、利用者団体、グループの判断によるものとします。

## 7 感染者が発生した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症のため、市民（鳥取県東部地域の住民を含む）に感染が確認された場合は以下のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【資料】鳥取市コロナシグナル（10月13日修正）

★新規陽性患者の発生に合わせた市の対応を共有し、新型コロナウイルス感染症の効果的な感染防止、感染拡大防止対策に努める。

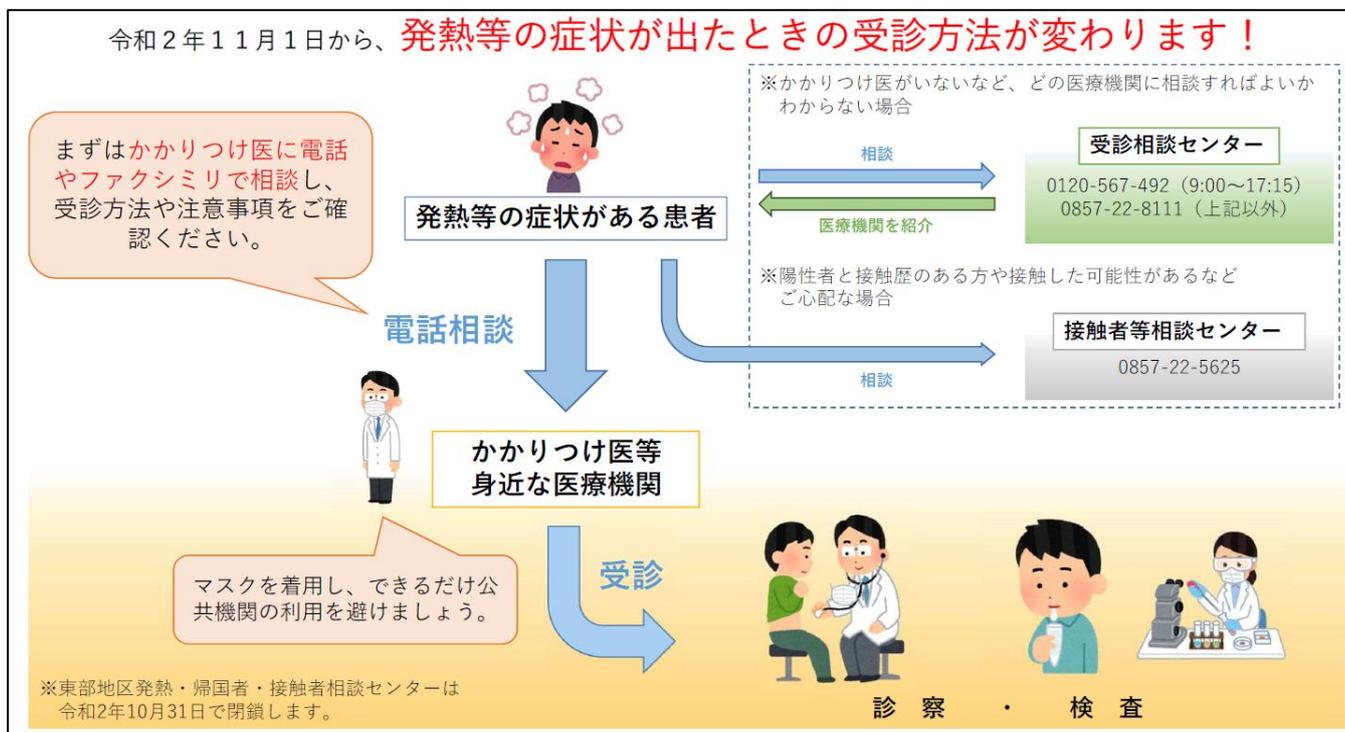
シグナル		オフ (OFF)	オン (ON)
東部で新規陽性患者		なし	あり
鳥取県版 新型コロナ警報		東部で発令なし	東部で注意報以上の発令
活動制限	イベント・ 会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、「新しい生活様式」に基づく基本的な感染防止策を徹底すること。</li> <li>イベント等の主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント・会議等前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけを行うこと。</li> <li>イベント等の主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意を払うこと。</li> <li>イベント等の参加者には、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることを周知すること。</li> </ul> また、発熱等の症状がある者はイベント等に参加しない措置を講じること。	感染が確認された日の次の日から起算して1週間を経過しない間に開催するイベント等は、原則中止又は延期とする。 ただし、国・県のガイドラインの実践等により、感染予防が図られる場合はこの限りではない。
	市有施設	感染発生を予防する事項の呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> <li>手洗いの励行、マスクの着用</li> <li>換気の徹底</li> </ul>	感染者が発症2日前以降に使用した施設は施設内の消毒が完了するまで休館とする。再開に当たっては接触者（施設職員等）の陰性確認など感染のおそれのない運営環境を要件とする。 その他の施設については、イベント会議等の開催に関する基本的な考え方を踏まえ施設の開館継続・休館の判断を行う。ただし、福祉施設等臨時休業とすることで市民生活に重大な影響をおよぼす施設および屋外スポーツ施設、公園、利用者が地域住民に限られ、かつ利用者が特定される施設はこのかぎりではない。 東部で鳥取県版新型コロナ警報の警報以上が発令期間中、各施設の判断で休館することを可能とする。

※1 東部で新規陽性患者が確認された次の日から1週間新たに陽性患者が確認されない場合オフ (OFF) にする。

※2 シグナルの変更については、陽性患者の確認状況、行動歴などにより対応を変更する場合がある。

## 8 発熱等の症状がみられた場合のご相談について

発熱等の風邪症状がみられたときは、まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話(ファクシミリ)で相談し、受診方法や注意事項をご確認ください。



### 各相談窓口

#### ◆かかりつけ医がないなど、どの医療機関に相談すればよいかわからない場合

**受診相談センター**      電話：0120-567-492      (9:00~17:15)  
0857-22-8111      (上記以外)

#### ◆陽性者と接触歴のある方や接触した可能性があるなど、ご心配の場合

**接触者等相談センター**      電話：0857-22-5625      (8:30~17:15)

#### ◆新型コロナウイルス感染症に関する全般的な相談窓口

**鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課感染症・新型インフルエンザ対策室**

電話：0857-26-7153 (受付時間：午前8時30分~午後5時15分 (土日祝日を除く))

ファクシミリ：0857-26-8143 (受付時間：電話相談と同じ)

**厚生労働省電話相談窓口**

電話：0120-565653 (フリーダイヤル) (受付時間：午前9時~午後9時 (土日・祝日も))

## 9 STOP! コロナ差別

### 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくそう！

(鳥取市ウェブサイト 2020年8月11日掲載内容の抜粋)

新型コロナウイルス感染症の市内の感染拡大に伴い、感染への不安やおそれから、誤った情報や認識に基づく誹謗中傷やインターネット上での悪質な書き込み、さまざまな場面で心ない言動が見受けられます。今こそ、正しい理解と思いやりの心を持ちましょう。

#### 1. 感染者とその関係者の人権を大切に

○感染された方、そのご家族、友人、医療従事者、感染者が確認された施設・店舗等に対する不当な差別・偏見・いじめ・SNSでの誹謗中傷等の人権侵害は決して許されません。

○わたしたちが克服すべき相手は人ではなく、新型コロナウイルスです。感染者は非難される存在ではなく、守られるべき存在です。

○感染者を非難したり特定するような行為、個人情報をインターネット・SNSに掲載することはやめましょう。また、これらの情報をむやみに拡散させないようにしましょう。

#### 2. 正しい理解と冷静な行動を

○新型コロナウイルス感染症は誰もが感染しうる病気です。「もし、自分や家族が感染したら・・・」と、当事者の立場を自らに置き換えて判断しましょう。

○不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルスに関する正しい情報に基づいた正しい理解を持ち、冷静な行動をとりましょう。

#### 3. 一人ひとりが思いやりの心を

○新型コロナウイルス感染症は目には見えないウイルスです。不安や恐れを感じるのはやむを得ないことですが、私たち一人ひとりがお互いを思いやるころ・気持ちを持ち、互いを支えあって生活することが大切です。

○鳥取市に、暮らし、働き、学び、集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市として、この難局を市民一丸となって乗り越えていきましょう。

## 新型コロナウイルス感染症予防 地区公民館を利用するためのチェックリスト

\*各団体、グループの代表者の方を中心に、自己チェックをお願いします。  
提出していただく必要はありません。

利用日		
年	月	日

**【参加者の体調確認】** \*チェックがつく項目が1つでもある方の参加は遠慮してもらってください。

No.	チェック	チェック項目
1		体温が、平熱+1度以上ある（あくまで目安です）
2		風邪症状（咳・のどの痛み）がある
3		息苦しさ（呼吸困難）の症状がある
4		強いだるさ（倦怠感）がある
5		家族など同居される方に新型コロナウイルス感染症の可能性がある

**【利用前】** \*すべてにチェックがつくようにお願いします。

No.	チェック	チェック項目
1		参加者の氏名、連絡先を把握している（2週間は保存してください）
2		マスク（適宜「飛沫防止ガード（フェイスシールド等）」の使用）を着用している
3		手指の消毒または手洗いを行った
4		密閉にならないようこまめに換気する（30分に1回、2方向、10分程度）
5		人と人が接触しない人数での利用になっている（大声の発声等がある活動は収容人数の50%以内）
6		密集しないように人との距離をとっている（大声の発声等がある活動は最低1m）
7		密接しないよう、近距離での会話、身体的接触は避けている
8		密閉した空間での、近距離での会話、大きな声や歌うこと、呼気が激しくなるような運動は行わない

**【利用後】** \*すべてにチェックがつくようにお願いします。

No.	チェック	チェック項目
1		部屋の整理・整頓を行った
2		利用した備品の消毒を行った
3		換気を行った（次の方が気持ちよく利用できるように）

\*上記のほか、各地区公民館が感染予防のために独自に定めるルールに従ってください。

# みんなで防ごう！新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の予防対策は、インフルエンザ等その他の感染症の予防にも有効です！

こまめに  
手洗い



マスク着用  
咳エチケット



体調管理  
健康観察

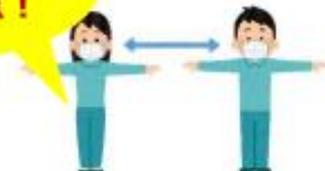


こまめに換気



三密を避ける

身近な間柄でも  
要注意！



一定の距離を  
保つ

令和2年11月1日から、相談方法が変わりました  
発熱などの症状が生じたときは  
かかりつけ医等身近な医療機関に  
電話で相談を！

☑ 発熱等の風邪症状があるときは、無理をせず、学校や会社を休み外出を控え、まずかかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談してください。相談先の案内に従って受診してください。

☑ かかりつけ医を持たない場合や、相談先に迷う場合は、受診相談センターに電話で相談してください。

受診相談センター ☎0120-567-492 (受付時間※ 9:00~17:15)

※土日・祝日含む

※上記受付時間以外は鳥取市役所(代表) ☎0857-22-8111にご連絡ください。

鳥取市保健所